

無線従事者制度の在り方検討作業班の設置について

令和8年9月
総務省
電波政策課

1. 無線従事者制度の現状について

- 社会・経済におけるAIやサイバー空間の活用がますます進展していく中、「いつでも、どこでも繋がる」情報通信ネットワークの実現に不可欠である電波利用は大きく変化・拡大していくことが見込まれる。
- 社会・経済の変化や、アナログからデジタルに通信方式が変化するなど無線技術の進展に伴い、無線従事者を取り巻く環境も大きく変化。そうした中、無線従事者の役割も変化してきている。

過去

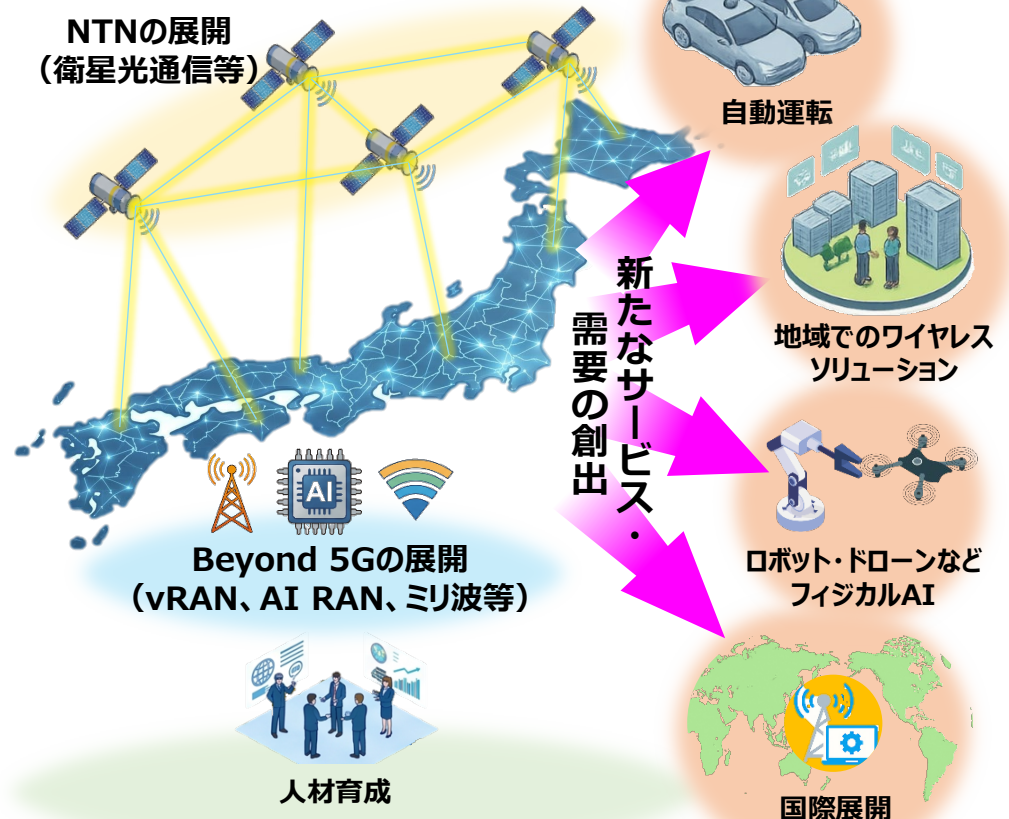
将来

次世代ワイヤレス
のイメージ



無線技術の進展に伴う環境の大きな変化

- 通信方式の変化（アナログからデジタルへ、通信システムの自動化・集中化）
- 保守方法の変化（デジタル機器の安定化、現場保守からメーカー保守へ）



無線従事者制度の概要

- 無線設備を操作するためには、原則として電波に関する一定の知識・技能を身につけ、総務大臣の免許を受けて無線従事者になる必要がある。
- 無線従事者の資格は、総合、海上、航空、陸上、アマチュアの分野毎に計**23区分**。また、資格毎に、当該資格を有する者が行うことができる無線設備の操作の範囲が定められている。
- 無線従事者の資格を取得するには**国家試験等 4つの方法**があり、一度取得すれば生涯有効である。
- 直近3年間ににおいては、**毎年7万人弱**が新たに無線従事者の資格を取得。

<資格の取得方法>

- ① **国家試験**（指定試験機関：（公財）日本無線協会が実施）に合格
- ② 総務大臣が認定した**養成課程**※1を修了 ※1 長期型養成課程を含む
- ③ **学校**で無線通信に関する科目を修めて**卒業**
- ④ 有資格者が一定の**業務経歴**を取得（+ **認定講習課程**を修了）

<令和7年度の新規取得者数>

17,042人

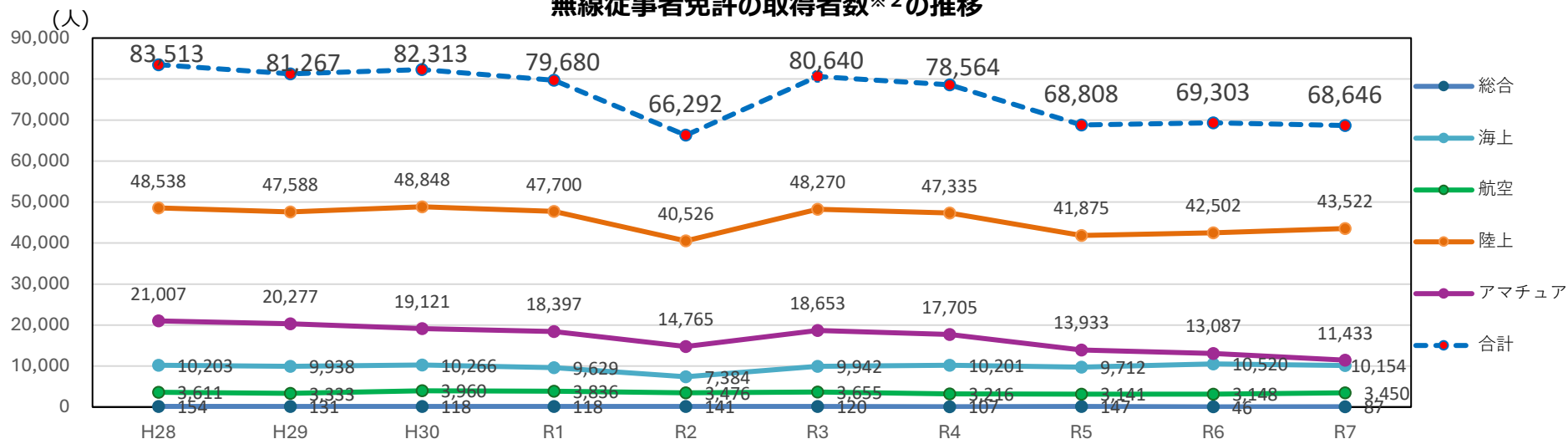
49,266人

2,610人

120人

計 69,038人

無線従事者免許の取得者数※2の推移



※2 各年度の取得者数は当該年度の新規取得者数から当該年度の失効取消数を差し引いた人数。

- 無線従事者の資格（23区分）ごとに操作できる主な無線設備は以下の表のとおり。
- 具体的には、**知識と技能に応じて各分野を段階別に分け、資格毎に操作可能な無線設備の範囲等を、送信出力や周波数等によりに規定。**

分野	資格名	操作ができる主な無線設備
総合	第一級総合無線通信士	すべての船舶局、海岸局、航空機局
	第二級総合無線通信士	近海区域航行の商船、遠洋漁船の船舶局や中規模の漁業用海岸局、航空機局
	第三級総合無線通信士	漁船の船舶局や小規模の漁業用海岸局
海上	第一級海上無線通信士	すべてのGMDSS対応の船舶局（船上保守可能）
	第二級海上無線通信士	すべてのGMDSS対応の船舶局（船上保守一部可能）
	第三級海上無線通信士	すべてのGMDSS対応の船舶局（船上保守不可）
	第四級海上無線通信士	内航船、漁船の無線電話の船舶局
	第一級海上特殊無線技士	GMDSS対応の商船、漁船の中短波及び国際VHFの船舶局
	第二級海上特殊無線技士	沿岸を航行する内航船、漁船の船舶局
	第三級海上特殊無線技士	プレジャーボート、沿岸の小型漁船の船舶局
	レーダー級海上特殊無線技士	船舶のレーダー
航空	航空無線通信士	すべての航空局、航空機局
	航空特殊無線技士	自家用航空機の航空機局 航空管制用以外の航空局

分野	資格名	操作ができる主な無線設備
陸上	第一級陸上無線技術士	テレビジョン放送局、中波・FM放送局、固定局等すべての陸上の無線局
	第二級陸上無線技術士	500W以下のテレビジョン放送局、2kW以下の中波・FM放送局及び固定局等
	第一級陸上特殊無線技士	電気通信事業者等の多重中継局（固定局）等
	第二級陸上特殊無線技士	警察の無線標定陸上局、コミュニティFM等
	第三級陸上特殊無線技士	タクシー等の基地局等
アマチュア	国内電信級陸上特殊無線技士	陸上のモールス無線電信局
	第一級アマチュア無線技士	すべてのアマチュア局
	第二級アマチュア無線技士	200W以下のアマチュア局
	第三級アマチュア無線技士	50W以下のアマチュア局（周波数に制限あり）
	第四級アマチュア無線技士	20W以下（短波帯10W）の無線電話のアマチュア局（周波数に制限あり）

（※）GMDSS : Global Maritime Distress and Safety System
海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

(参考) 無線従事者の資格ごとの取得者数※の推移

5

	資格名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	総 計	83513	81267	82313	79680	66292	80640	78564	68808	69303	68646
総合	第一級総合無線通信士	21	24	20	25	18	18	17	19	8	11
	第二級総合無線通信士	39	45	18	26	46	25	26	19	17	17
	第三級総合無線通信士	94	62	80	67	77	77	64	109	21	59
	小 計	154	131	118	118	141	120	107	147	46	87
海上	第一級海上無線通信士	97	93	65	89	116	100	99	85	83	118
	第二級海上無線通信士	49	56	67	54	42	56	62	46	47	53
	第三級海上無線通信士	1039	1133	935	702	466	611	737	895	909	986
	第四級海上無線通信士	269	199	259	260	305	219	280	270	270	329
	小 計	1454	1481	1326	1105	929	986	1178	1296	1309	1486
	第一級海上特殊無線技士	2374	1691	2469	2011	1363	2000	2152	1950	2039	2056
	第二級海上特殊無線技士	5068	5352	5215	5428	4338	5971	5891	5625	6528	5948
	第三級海上特殊無線技士	1197	1300	1142	988	702	902	853	774	587	601
	レーダー級海上特殊無線技士	110	114	114	97	52	83	127	67	57	63
	小 計	8749	8457	8940	8524	6455	8956	9023	8416	9211	8668
航空	航空無線通信士	1506	1486	1631	1749	1830	1672	1437	1535	1556	1704
	航空特殊無線技士	2105	1847	2329	2087	1646	1983	1779	1606	1592	1746
	小 計	3611	3333	3960	3836	3476	3655	3216	3141	3148	3450
陸上	第一級陸上無線技術士	1359	1281	1431	1684	1478	1936	1606	1332	1374	1488
	第二級陸上無線技術士	296	311	318	396	294	290	252	237	221	235
	小 計	1655	1592	1749	2080	1772	2226	1858	1569	1595	1723
	第一級陸上特殊無線技士	4266	3993	5158	5365	4892	6032	6667	4801	4451	4633
	第二級陸上特殊無線技士	20089	19197	19501	18939	15828	18125	18463	16584	17033	17223
	第三級陸上特殊無線技士	22470	22768	22412	21308	18027	21879	20343	18914	19419	19933
	国内電信級陸上特殊無線技士	58	38	28	8	7	8	4	7	4	10
	小 計	46883	45996	47099	45620	38754	46044	45477	40306	40907	41799
アマチュア	第一級アマチュア無線技士	783	525	643	510	288	405	367	263	316	249
	第二級アマチュア無線技士	1104	908	868	846	931	1175	1079	981	843	737
	第三級アマチュア無線技士	6079	5703	5425	5390	4792	5836	5825	4478	4289	3862
	第四級アマチュア無線技士	13041	13141	12185	11651	8754	11237	10434	8211	7639	6585
	小 計	21007	20277	19121	18397	14765	18653	17705	13933	13087	11433

※ 各年度の取得者数は当該年度の新規取得者数から当該年度の失効取消数を差し引いた人数。

主任無線従事者制度の概要

- 無線設備の信頼性の向上や無線設備の自動化等の状況に鑑み、平成2年に、無線設備の操作の監督を行う者として選任された「主任無線従事者」の監督の下で、無資格者でも一部の操作（※）を除き、無線設備の操作を可能とする「主任無線従事者制度」を導入。

（※）アマチュア局、モース符号を送り又は受ける無線電信の操作及び無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作（海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの等）

主任無線従事者に選任できる者の要件

- 選任を受けようとする無線局の操作・監督を行うために必要な無線従事者資格を持っていること
- 選任を受ける無線局等に、選任日より前5年間に於いて3ヶ月以上の従事経歴を持っていること
- 電波法令に違反したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行後またはその刑の執行を受けることが無くなった日から、2年を経過していること
- 無線局に従事することを停止されていないこと。また、その停止期間終了日から3ヶ月を経過していること

主任無線従事者の職務

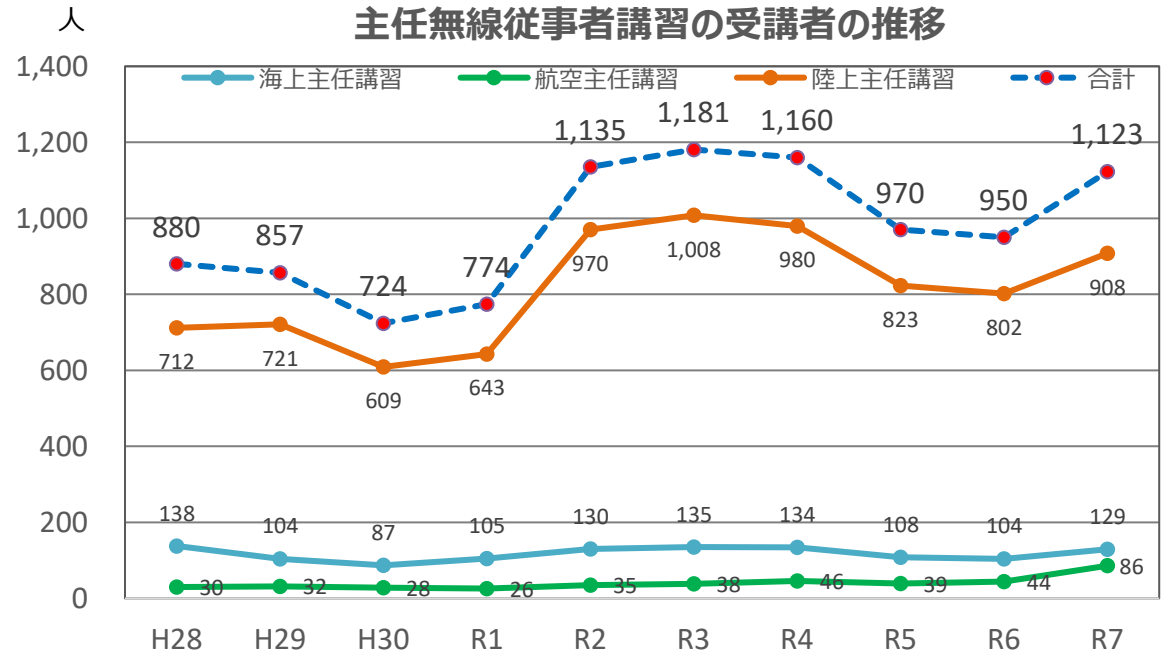
- 監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練の計画立案、実施
- 無線設備の機器の点検・保守、監督
- 無線業務日誌等の書類作成、作成の監督
- 職務を遂行するために必要な事項に関し免許人等に対して意見を述べること

主任無線従事者に対する講習

主任無線従事者は、選任された日から6か月以内に講習※を受けなければならない、同講習を受けた日から5年以内ごとに定期的に講習を受けなければならない

※指定講習機関の（公財）日本無線協会が実施

主任無線従事者講習の受講者の推移



- 無線局の操作には、一部を除き、無線従事者の資格を必要としているが、以下のように、**無線従事者を取り巻く環境は大きく変化**。
 - ✓ **無線通信技術の進展**に伴い、**通信方式の変化**（アナログからデジタルへ、通信システムの自動化・集中化）、**保守方法の変化**（デジタル機器の安定化、現場保守からメーカ保守へ（※））
（※）無線設備の故障時等において直接その場で修理する機会が大幅に減少
 - ✓ **一部の知識・技能の必要性が低下**。（例：モールス通信やNBDP等）
 - ✓ **無線従事者資格取得者数の減少傾向**。（H28:83,513人→R7:68,646人）
- 今後、**社会・経済におけるAIやサイバー空間の活用がますます進展**していく中、「いつでも、どこでも繋がる」**情報通信ネットワークの実現に不可欠である電波利用は大きく変化・拡大**していくことが見込まれる。
- 無線を始めとするデジタルインフラの重要性が増してきており、**ワイヤレスビジネスの更なる拡大が期待される一方、無線技術に係る知識や技能を有する「ワイヤレス人材」の不足が懸念**。将来の無線通信を支えるワイヤレス人材の創出、確保の観点から、一定のワイヤレス技術の知識・能力を有する**無線従事者の活用を一層図っていく**ことが必要。
- 現行の無線従事者制度は平成2年に改正されたものを基礎としているが、上記のような、**社会・経済の変化、無線技術の進展、無線通信の実情、国際動向や人材動向等の時代の変化に対応したものとしていく必要**。

- 
- 社会・経済におけるAIやサイバー空間の活用がますます進展し、電波利用は大きく変化・拡大していくことが見込まれている中、無線従事者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、**将来を見据えた無線従事者制度の在り方を抜本的に検討**するとともに、**無線従事者の活用の在り方について検討**を行う。
 - これらの検討を踏まえ、**必要な制度改正等に向けた検討**を行う。

2. 作業班の設置について

1. 作業班の設置について

- 今後、社会・経済におけるAIやサイバー空間の活用がますます進展していく中、「いつでも、どこでも繋がる」**情報通信ネットワークの実現に不可欠である電波利用は大きく変化・拡大**していくことが見込まれる。
- 無線局の運用には一定の知識・技能を有する無線従事者による操作を原則必須としている一方、無線通信技術の進展にともない、**通信方式の変化**（アナログからデジタルへ、通信システムの自動化・集中化）、**保守方法の変化**（デジタル化による機器の安定化、現場保守からメーカ保守へ）など、**無線従事者を取り巻く環境は大きく変化**。
- 無線を始めとするデジタルインフラの重要性が増してきており、ワイヤレスビジネスの更なる拡大が期待される一方、**無線技術に係る知識や技能を有する「ワイヤレス人材」の不足が懸念**。将来の無線通信を支えるワイヤレス人材の創出、確保の観点から、一定のワイヤレス技術の知識・能力を有する**無線従事者の活用を一層図っていく**ことが必要。
- 社会・経済の変化、無線技術の進展や、無線通信の実情、国際動向、人材動向等時代の変化を踏まえ、**操作範囲やそれに求められる知識・能力を整理**した上で、**資格の体系を見直す**など、**無線従事者制度の在り方等について検討**が必要。
- このため、電波有効利用委員会の下に「**無線従事者制度の在り方検討作業班**」を設置する。

2. 検討事項

- AI・デジタル社会における無線従事者の果たすべき役割
- 社会・経済の変化、無線技術の進展や、無線通信の実情、国際動向、人材動向等時代の変化に見合った無線従事者制度の在り方
- ワイヤレス人材の更なる創出に向けた無線従事者の活用の在り方
- その他無線従事者制度に関する検討が必要な事項

1. AI・デジタル社会における無線従事者の果たすべき役割

(検討例)

- AIやサイバー空間の活用がますます進展し、電波利用が大きく変化・拡大する中における、無線従事者制度のあるべき姿の検討

2. 資格区分（種類）、操作の範囲の在り方

(検討例)

- 無線従事者が必要な無線設備と求められる能力を整理し、陸上系、海上系資格の区分（種類）や操作の範囲等の整理・検討
- 総合無線通信士と海上無線通信士の統廃合、ニーズの少ない資格の廃止の検討

3. 国家試験の試験科目・試験内容の在り方

(検討例)

- 国際条約や無線局運用の実情を踏まえた電気通信術（モールス電信、NBDP）、その他科目（地理、英語等）の試験見直しの検討
- 2. を踏まえた、効率的・効果的な資格取得を図るための試験実施方法、試験内容等の見直しの検討

4. 養成課程の在り方

(検討例)

- 2.、3. の検討を踏まえた、より適時・的確に資格取得を可能とする養成機関の在り方、養成課程制度の見直し等の検討

5. 無線従事者の活用の在り方

(検討例)

- 無線局運用の実情を踏まえた無線従事者・主任無線従事者の役割の在り方、外国人材の活用に向けた外国資格の承認の在り方
- ワイヤレス人材の育成・更なる活用を図るための、若年層や、他分野・他産業のワイヤレスに関わる者を含めたワイヤレス関連の知識向上や、将来的な無線従事者資格の取得を促す方策等の検討

6. その他検討すべき事項

(検討例)

- 時代の変化に応じた電波法令の規定ぶり、海上・航空等関係法令等との整合、無線従事者関連行政事務の合理化等に関する検討

- 
- これらの検討事項について、構成員・関係団体等へのヒアリングを行い、論点等を整理した上で、無線従事者制度の在り方等を検討し、本作業班において取りまとめを行う。

無線従事者制度の在り方検討作業班 構成員(案)

11

(敬称略、主任以外は五十音順)

役職	氏名	所属
構成員(主任)	藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
構成員	青木 丈士	全国水産高等学校長協会 情報通信部会 事務局
構成員	秋本 修	(一社)日本UAS産業振興協議会 理事
構成員	石井 義則	(一社)情報通信ネットワーク産業協会 常務理事
構成員	鹿子嶋 憲一	茨城大学 名誉教授
構成員	漢那 太作	全日本海員組合 政策局総合政策部 部長
構成員	木島 利通	(一社)全国漁業無線協会 専務理事
構成員	黒坂 達也	株式会社企 代表取締役、慶應義塾大学 X Dignityセンター 副代表
構成員	猿渡 俊介	大阪大学大学院 情報科学研究科 教授
構成員	重信 英之	定期航空協会 部長
構成員	鈴木 陽一	日本放送協会 技術局 業務推進部 チーフエンジニア
構成員	高田 潤一	東京科学大学 執行役副学長(国際担当)／環境・社会理工学院 教授
構成員	玉井 博史	(一社)大日本水産会 事業部 海事課 課長
構成員	福田 厳	東京海洋大学 学術研究院 海事システム工学部門 准教授
構成員	宮寺 好男	(一社)全国船舶無線協会 専門部長
構成員	村上 朝章	(一社)日本船主協会 海事人材部 副部長
構成員	毛利 政之	KDDI株式会社 コア技術統括本部 技術企画本部 電波部長
構成員	森田 耕司	(一社)日本アマチュア無線連盟 会長
構成員	森本 聡	(一社)日本民間放送連盟(株式会社フジテレビジョン テックアートデザイン局 テックアート戦略部 統括エンジニア 電波担当)
構成員	渡川 洋人	(一社)全国陸上無線協会 企画調査委員会技術部会 部会長
オブザーバー	菊池 義人	国土交通省 航空局 安全部 安全政策課 航空従事者試験官
オブザーバー	日下 隆	(公財)日本無線協会 専務理事
オブザーバー	倉橋 誠	(一財)情報通信振興会 専務理事
オブザーバー	鈴木 伸也	国土交通省 海事局 海技課 課長補佐
オブザーバー	馬場 秀樹	(一財)日本アマチュア無線振興協会 専務理事
オブザーバー	前田 崇徳	国土交通省 海事局 安全政策課 船舶安全基準室長

今後の想定スケジュール

